

放課後における学童保育指導員の専門性と課題

藤田 純子^a 小林 千尋^b 草野 篤子^c

^a 湘北短期大学 ^b 八王子市立第五小学校 ^c 白梅学園大学

【抄録】

本研究の目的は、子どもの放課後における居場所としての学童保育の在り方を概観し、その保育の質と密接に関係する指導員の実態を明らかにし、その専門性についての考察を行うことにある。保育所入所児童の約60%しか学童保育に入所していない。経済状況の悪化に伴い、労働に囲い込まれた保護者が増加し、目が行き届かない子どもの存在が増加している。学童保育の子どもたちが保育施設で「お帰りのさい」と迎えらるるは、子どもたちにとって学童保育がもう一つの生活の場となっているからである。それだけに指導員の専門性の向上および環境の改善を通して、量的拡充ばかりでなく、いかに保育の質を確保するかが問われている。国や自治体は学童保育の制度を整備し、指導員の雇用や資格制度の体系を充実させることが肝要である。

【キーワード】

放課後 子ども 学童保育 指導員 専門性

1. はじめに

本研究の目的は、子どもの放課後の生活の場である学童保育をめぐって、保育の質的拡充を目指すためには指導員の専門性が重要となることを明らかにすることにある。

現代社会では、家族、職場、地域における人間関係が疎となり、連帯感も極めて希薄な状況にある。この傾向は例えば物質的に豊かになった家族が、子どもを社会化する場としての機能が著しく低下していることでも明らかである。地域との結びつきがなく家族の中に閉じた育児の環境が作り出している多くの問題に鑑み、小規模化し、孤立した家族を基本的な単位とする考え方の限界について、問い直さなければならないだろう。

子どもたちが成長していく上で、社会化をはか

るさまざまな「装置」が必要であるが、学齢初期には家族、学校、放課後の居場所などが重要である。家族、学校については少子化の視点からも多くの議論がなされているが、「放課後」に関しては等閑視されてきた傾向にある。従来、日本は経済的に豊かであり、所得格差も小さいので、「皆、中流家庭」と認識されてきた経緯がある。それ故に放課後の問題は地域や家族に依拠するとの見解も一般的であったのである¹⁾。放課後は授業終了後だけでなく学校休業日の時間も含めるとすれば、子どもたちが学校よりも学童保育、地域および家庭で過ごす時間のほうがはるかに長いのは事実である。

しかしながら、子どもの放課後について、とりわけ学童保育に関する研究蓄積は乏しいものの、近年、児童福祉、教育、社会学の分野で放課後へ

の関心が寄せられているが、これらの研究はスタートラインについたばかりである²⁾。要求運動および実践における研究的蓄積は、実践記録や資料が多いものの、存在している。例えば、定期刊行物として、学童保育の全国的な運動団体である全国学童保育連絡協議会では、『日本の学童はいく』、学童保育指導員専門性研究会では『学童保育研究』を刊行している。何れも実践面、および制度面における政策批判が多いといえる。

増山³⁾は「地域の子育てと『放課後子どもプラン』」の中で放課後における学校施設の活用について、放課後子どもプランおよび放課後子ども教室などの施策には「安全管理を優先して、子どもの世界をすべて見えやすい場所としての学校に移してしまうという〈大人の論理〉から出発した施策であることに問題がある」との理由づけで、「子どもの安全管理と成長発達のための活動には、そもそも矛盾がある」ことを指摘しているが、子どもの生活の場を考える視点から具体的に検証する必要がある。

また、池本⁴⁾は『子どもの放課後を考える：諸外国との比較でみる学童保育問題』の中で、学童保育を主なテーマにしつつも、「放課後対策を含む教育のトータルなビジョンを提示」することを目的としており、そのために諸外国の制度や実態に関して概観している。放課後、学校で過ごす子どもたちの増加について言及し、日本の放課後対策が及ぼす子どもへの影響について議論の必要性を指摘しているが、学童保育をはじめとした放課後のあり方に関して、十分な実証的解答は得られていないと考えられる。

以上、学童保育指導員の専門性については、いまだ研究がなされていない状況にある。子どもに質の高い保育を保障するために指導員の専門性を深めること、そのためには国や自治体の制度の整備、指導員の労働条件や資格制度体系における方

向性の明示も不可欠であるが、先行研究ではほとんど触れられていない。以上のような政策的・社会的状況、および研究的状況に基づき、長野市における実証的研究も踏まえて、実態的解明を試みたい。

まずは、第1に、子どもの放課後をとりまく環境を概観し、働く保護者と留守家庭の子どもを対象とした学童保育の位置づけを整理した上で、学童保育の必要性を検討し、第2に学童保育の法的・社会的側面に言及し、そこでの質的拡充に寄与する指導員の専門性について焦点を合わせる。その上で長野市の調査研究から指導員の実態を実証的に明らかにしていく。第3に、文献研究と調査研究に基づいて、保育の質を確保するために指導員の専門性に関する実態と課題について考察する。最後にまとめと今後の課題を示す。

2. 放課後の居場所

(1) 子どもを取りまく環境

放課後、走り回り、跳ねまわって必死で遊ぶ子どもたちの姿は1970年代を通じて消えていった。一方では学校が荒れ始め、シンナーなどの非行、家庭内暴力、不登校、いじめ、凶悪な少年犯罪など、子どもの世界にみられる病理現象が顕在化し、それに加えて親世代の失業、過労死、病的ストレスの蔓延、自殺などが社会問題化している。とりわけ子どもたちの発達をめぐる問題行動が急増し始めたのは80年代以降であった。

急速に進展する少子化社会にあって、異なる年齢の子どもたちが遊ぶ姿をほとんどみられなくなっている。一歩外に出れば猛スピードでとばされる車道が多い中で、子どもたちが安心して遊べる原っぱなどが無い地域も多い。放課後、木登りや魚とり、秘密の基地づくり、鬼ごっこ、こま回しなどの遊びを時間が過ぎるのも忘れて、自然

の中で自分を精一杯試すという行為、小さな夢を作ってその実現を試すという活動など、放課後の豊かな遊びは、子どもたちにとって育ちのための不可欠な経験である。下校後、家に閉じこもってゲームやテレビに熱中して時間を費やしている子どもたちには、地域における集団の遊び、仲間たちとのダイナミズムあふれる活動を楽しむという、育ちに必要な豊かな体験の世界が消失しているのである。一人では到底できないこのような仲間集団の遊びや活動への参画は、人間関係を作る重要な体験となるのである⁵⁾。

地域での安心、安全に遊べる空間を作り出すことが急務となっている中で、衝撃的イベントが起きている。保護者が子どもにGPS機能付きの携帯を所持させ、まさに自宅の近くで起きた奈良県小一女児事件は、保護者の個別的な取組や子どもの自覚だけでは、放課後の子どもの安全面を確保出来ないことを示したのである。2004年のこの事件以降も子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化したことにより、「子どもの安全で健やかな活動場所の確保」が「放課後子どもプラン」策定の契機となったのである⁶⁾。

このプランは、放課後における子どもたちが地域で元気に過ごせる場所を確保することが目的になっている。このプラン推進の背景には、少子化が発している警告に対処する必要性が急務であることは否めない事実である。

放課後対策は女性の就業や社会参加をサポートする上でも期待できうるのではないだろうか。就業を中途退職して子どもの乳幼児期には家事育児専従となり、子どもが学童期に入ると再就職を希望する女性たちが少なくない。人口減少の社会では女性の労働力がますます重要性を増してくるであろう。経済的理由はもとより社会参加や自己実現を志向する女性たちは顕著であるので、ワークライフバランスの視点からも子育てとの均衡を保

つような施策が切実である⁷⁾。

厚生労働省調査によれば、2007年保育所は22,838施設、入所児童2,132,651人であるが、全国学童保育連絡協議会調査では2010年度保育所を卒園して小学校入学児童は約48万人そのなかで学童保育に入所した児童は約28万人である。つまり保育所入所児童の約60%しか学童保育に入所していない。学童保育入所を希望する待機児童は、2009年5月9,257人存在するが、保育所のような入所システムが確定していない現状では、潜在的待機児童の存在が少なからず考えられる⁸⁾。女性の就労支援で十分でないのは、乳幼児期の保育所での受け入れ体制を強化することに加えて、学童期の子どもの放課後対策といえるであろう。末子の年齢が6歳児童の61.2%、7～8歳児童の67.6%は母親が就労し、就労中の母親の低学年児童は約230万人に及ぶが、学童入所児童は約72万人である⁹⁾。子どもの保育園時代は仕事と育児の両立を可能にしても、学童期には放課後の子どもの居場所が決まらず、やむを得ず母親が正規職からパート雇用への転職を余儀なくされる状況にある。

経済状況の悪化に伴い、労働に囲い込まれた保護者が増加し、目が行き届かない子どもの存在が危惧される。拡大している子どもの貧困は、児童虐待の増加とも密接に関わる点については本研究では言及しないが、ワークライフバランスが声高に叫ばれるなかで、保育の必要な児童が増加しているのは事実である。安心・安全な保育の確保に加えて、女性の就労増に対応した学童保育の待機児童解消が切実に期待されるので、次に学童保育の経緯について述べてみる。

(2) 学童保育

学童保育の開始は、1948年大阪市の市川学園にさかのぼる。民間での学童保育が先行するなか

で1966年～70年に文部省が留守家庭児童補助事業を、その後厚生省が1976年都市児童健全育成事業を開始したのは、働く保護者たちが放課後の子どもの生活を保障して欲しいという運動を展開したことによる。その要望にこたえた自治体も存在したが、多くのケースは保護者の自主運営によるものが一般的であった¹⁰⁾。

少子化が社会問題になる1990年代、保育の充実を促され、国会での議論に学童保育の必要性がのぼるようになった。このように働く保護者たちの切実な運動から生まれ育った学童保育は、1997年の児童福祉法改正で法改正され、現在に至っている。学童保育は放課後児童健全育成事業として同法の規定に基づく事業であり、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」(児童福祉法第6条の2第12項)と規定されている¹¹⁾。

学童保育は、放課後および学校休業日には子どもたちだけで過ごすことになる共働き・一人親家庭において、子どもたちが安全・安心で充実した生活を送ることができるようにとの当該保護者の要望からつくられてきたのである。つまり昼間保護者が働いている間、主に小学校低学年の児童を対象に、学校の授業が終了した放課後および学校休業日に生活の場を確保し、かつ生活全体を創ると同時に、保護者に対する仕事と子育ての両立の支援を目的とする事業である。つまり保護者の働く権利と児童やその家族の生活を守ることを意味している。

保護者・指導員による運動の中から生まれた言葉である学童保育は、児童クラブ、留守家庭児童会(室)、児童育成会(室)、育成室、子どもルーム、子どもクラブ、学童保育クラブなどと、自治体に

より名称は異なる。厚生労働省は、学童保育を放課後児童健全育成事業と位置づけ、対象児童のことを放課後児童、指導員のことを放課後児童指導員、学童保育のことを放課後児童クラブと呼んでいる(本研究では学童保育と表記する)。

学童保育はそれを必要とする保護者などにより運営されてきたのは既に述べたとおりである。それが普及するにつれて、自治体が行うもの、法人が行うもの、運営委員会が行うものなど、現在のような多様な運営形態になってきている。

設置状況は、全国での学童保育数19,744か所、入所児童数804,309人(2010年5月1日現在)¹²⁾。法制化施行の年である1998年から2010年の12年間で、学童保育数は約2.1倍増、入所児童に関しては2.4倍に増加している。少子化でありながら、小学生のいる働く保護者の家庭で学童保育を希望する家庭が増加し続けているが、学童保育数は増加しているものの、市町村の財政難により、設備の充実は進んでいない。子どもが巻き込まれる事件の多発化に伴い、安心で安全な学童保育への要求が顕在化しているのである。保育園同様、「ライフライン」としての学童保育は子どもの成長を促す場として、保護者たちを支える場として強く期待されている。

前述したように、2007年創設された放課後子どもプランは地域社会の中で、放課後や週末などに子どもたちの健やかな居場所づくりに向けて、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施されている。「放課後子ども教室」は全児童を対象とされ、安全な居場所を設けるとともに、地域の人材の活用により、子どもが遊び、運動、勉強など、さまざまな体験や交流を行うことを目的とするもので、小学校を拠点に展開されている。両者は放課後の活動であることに共通点があるが、まず対象とされる子どもが異な

ることに注目しなければならない。学童保育の子どもたちが、保育施設で「お帰りなさい」と迎えられるのは、そこがもう一つの子どもたちの家庭であることを示している。学童保育は児童の健康および安全はもとより人格形成など放課後における児童の育ちを支えるために必要な活動である。総じて保護者が働いているなど「保育に欠ける子」に、出欠管理、健康面でのケアなどをはじめとした様々な保育機能についての保障を鑑みると、両者の安易な一元化は可能ではないであろう¹³⁾。

3. 学童保育指導員の実態

(1) 学童保育の指導員

子どもの権利条約第18条2項および3項によれば、「締約国は、働く親を持つ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適切な措置をとる」ことを義務化している。学童保育は働く保護者と「保育に欠ける子ども」の両者のためのものではあるが、主役は子どもである。子ども自身が放課後の生活全体を創る場としての学童保育では、安全が求められるのは当然のことであり、なによりも安心感のある生活環境が期待される。「放課後児童健全育成事業実施要綱」によれば、その活動内容は以下のようである。

- 1 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- 2 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 3 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- 4 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- 5 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- 6 その他放課後児童の健全育成上必要な活動利用する子どもたちにとっての健全育成のあり

方を鑑みれば、指導員の役割は重要であろう。学童保育における子どもの居場所の充実をとりあげるとき、それは指導員の果たす役割の大きさに他ならない。子どもの教育・保育の質はそれに係わる人間、つまり指導員の存在が第一とされるのである。しかしながら指導員の仕事は従来「子どもがケガのないように放課後のわずかな時間を見ていけばよい仕事」「お年寄りやボランティアでもできる仕事」と考えられてきた。保護者や市町村の担当者、民間の学童保育経営者には子どもと遊んでいけばいい仕事と理解されていることも窺える。

児童福祉法では学童保育について「適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業」と示されているが、具体的な指導員の活動を明確にしていない。そこは「お帰りなさい」と子どもを迎え入れていく場であり、さらに子どもの生活を支えながら発達を保障する豊かな育ちの場つまり福祉と教育の場である筈である。汐見¹⁴⁾は、アフタースクールの指導員に関して、子どもたちの自立性を目論んで指導的にかかわっていくことが必要であると、そのためには高い専門性と技術が求められることを指摘している。指導員が自らの仕事を熟知することは、専門性を高めることにつながり、つまり子どもへの深い理解や家族支援、行政および学校や地域との連携となるのである¹⁵⁾。それでは、指導員はその役割と専門性をどのように認識しているのだろうか、次に検討したい。

(2) 長野市学童保育指導員に関する調査

ここでは、学童保育における指導員の実態を明らかにするために、長野市における指導員を対象として意識調査を中心に分析を行う。

① 調査の目的

学童保育指導員の実態を明らかにし、子どもたちの「生活の場」での保育に関する認識について調査する。調査内容としては、個人の属性、勤務している学童保育室の状況、保護者、勤務・雇用・労働条件、採用・仕事内容・研修、指導員の仕事に関する考え、指導員としての悩み・願い等とし、自由記述欄も設けた。

② 調査の方法

人口383,486人(2005年11月1日現在)である長野市は、公立小学校56校を有するが、児童クラブ17か所、学童型児童館・児童センター43か所、幼児型児童館2か所、計62か所において学童保育が行われている。その中で長野市直営の児童クラブ、児童館はそれぞれ17か所、3か所であり、それ以外は社会福祉協議会に委託されている。2005年7月、長野市の学童保育に携わる指導員に、社会福祉協議会から45の施設に、それ以外の17か所には直接に、いずれも郵送により配布された。因みにアンケート回答者は155名であり、各施設ごとに郵送で返送された回答率は83.8%に及んでいる。

③ 調査結果と考察

1) 対象者の基本的属性

- a. 性別では、95.5%が女性であるので男性指導者は4.5%と少数である。
- b. 年齢階層別では「45～49歳」28.4%をピークに「50～54歳」20.8%、「40～44歳」19.4%となり、40歳以上が91.2%を占める。一方で40歳未満の者は7.1%にしかすぎない。
- c. 配偶関係別では、既婚93.5%、未婚4.5%である。
- d. 子どもの有無については、「現在扶養している子どもがいる」63.2%、「現在扶養はしてい

ないが、子どもがいる」27.1%、「いない」2.6%である。

- e. 指導員の学歴をみれば、短大・高専卒56.8%と過半数を占め、次いで高校卒27.1%、大学・大学院卒11%、中学校卒1.9%となっている。短大・高専卒以上の高学歴者は約7割に及んでいる。

2) 職務

- a. 経験年数では、5年未満が56.0%とりわけ3年未満の者は34.8%と全体の3分の1を占めている。10年以上のベテラン指導員は15.3%と少数派であるのは、定着率が高くないことを示している。1年未満から15年以上にわたるものまで多様な層で構成されている。
- b. 資格・免許については、「あなたは、どんな資格・免許を有していますか?」の質問に対して、教員免許・保育士資格・幼稚園教諭免許などなんらかの資格を持つ指導員は83.2%と多数を占めている。ちなみに長野市では原則として「教員もしくは保育士資格を有する者または児童福祉事業に2年以上従事した者」(長野市児童館管理運営に関する要綱)と規定している。幼稚園教諭44.3%、保育士44.3%はともに第1位、次いで中学高校教諭18.1%、小学校教諭3.4%となっている。

また資格・免許の保有数は3種類以上14.2%、2種類34.2%、1種類31.6%であるが、年齢別で見れば、20歳代の6割が2種類以上有するが、60歳以上の4割は無資格者である。雇用形態別に見れば、常勤者の88.0%は有資格者であるが、常勤の12.0%、非常勤の29.5%は無資格者である。保育職・教育職の資格・免許を持つ40歳以上の女性にとっては、一年雇用などにより身分は不安定であるが勤務時間等、格好の職場のひとつであるのは事実である。

- c. 研修については、「この一年間に指導員として研修会に参加しましたか?」の回答は、研修会に「参加した」76.8%、「参加していない」14.8%であった。長野市でも職員の資質向上のため、年に数回程度の研修会を設けている。
- d. 勤務体制については、「平日の指導員の体制についてどのように考えているか?」との質問に関して主な回答は、「午後からの勤務で、複数の指導員全員が専任で毎日勤務」41.9%、次いで「午後からの勤務で、毎日勤務の専任指導員一人と毎日勤務ではない複数の指導員等の組み合わせ」16.8%、「午後からの勤務で、全員が交代勤務」14.2%となっている。
- e. 指導員の仕事について、「指導員の仕事をどのように考えているか?」との質問には、「大学・短大等で専門的に学習した上で、現場での経験や研修を重ねることが大事」27.1%、「保育士や教諭の資格があればできる」12.9%であるが、一方で「大学・短大等で専門的な学習は必要なく、現場で経験や研修が大事」9.7%、また「子育ての経験や知識があればできる」12.3%、「子どもが好きな人であればできる」7.1%と考えている者が3割に及ぶ。
- f. 指導員の悩みについては、「雇用や賃金の面で今後の生活が心配」38.1%、「毎日の仕事そのものが忙しく疲れる」28.8%、「自治体関係者に厚生員等の仕事がなかなか理解してもらえない」26.6%と続き、「特に悩みなし」は25.2%と回答している。指導員は一年雇用、昇給なしということもあり、雇用や賃金の面で不安を感じている人が多い。
- g. 満足度については、定着度は低いが満足度や継続意思は高いと言える。今の仕事に「満足」19%と「まあ満足」56%を合わせると75%になる。年齢階層別では満足と答えているのは40歳以上であるが、一方40歳代未満の若い年

齢層は不満を感じている。継続の意思のある者は、「是非続けたい」18%であるが、「続けたいが、体力的に続けられるか心配」25.2%、「続けたいが、継続して雇用されるか心配」22.6%など65.9%に及ぶ。5割弱の指導員が、継続の意思があるものの不安があると回答している。

継続意思と仕事の満足度を見てみると、「満足」「まあ満足」を合わせた26.7%が「ぜひ続けたい」と答えているのに対し、「やや不満」「不満」では「ぜひ続けたい」と答えたのは3.3%である。雇用形態で見ると、常勤、非常勤ともに2割程度が「ぜひ続けたい」と答えている。性別で見ると、男性は「続けたい」と全員が回答している。年齢別で見ると「ぜひ続けたい」と考えているのは40歳以上の年長層で、勤務年数で見ると11年以上勤務のベテランが多い(33.3%)。

- h. 改善を図る必要性について、「求められている仕事を行うために、改善を図る必要性は何ですか?」との質問では、「一年雇用や有期雇用ではなく安定的な雇用にする」を指導員の59.6%が求めており、以下「自治体による児童館・児童センターの施策充実」41.8%、「児童館・児童センターの国による制度の充実」26.2%、「社会がもっと児童館・児童センターの大切さを理解してほしい」26.2%と続く。「研修」については指導員の14.2%が必要と感じているに過ぎない(図1)。

指導員は非常に不安定な雇用でしかも厳しい労働条件のもとで働いている実態が明らかである。それゆえに男性が少ない、経験年数が低いことに関連すると推測される。給与面で不満足な者が多い。1日5時間の勤務にもかかわらず、実際は保護者の迎えの遅れ等により残業をしたり、指導員の打ち合わせや業

務日誌の作成を勤務時間外に行っている。

- i. 前職の有無では、「指導員になる前に前職あり」79.4%、「前職なし」15.5%となっている。職業経験のない者は40歳未満の者だけではなく、73.3%が40歳以上である。学童保育室勤務年数でみれば5年未満の5割、10年以上の3割弱の者は職業経験がない。職業経験のある者は1年未満から15年以上まで分散している。前職は、保育士26.5%とパート22.6%が多いのであるが、小・中・高教諭の経験者は1.9%と少ない。

いわゆる「女性向き」の職種である保育士と幼稚園教諭は資格を生かしやすいとも言える。それらの仕事を結婚・出産等で退職してから指導員になっている。また教員免許を保有しているものの教職にはつかないで、他の職歴を経て指導員になっている者も存在する。いずれも、女性特有の結婚・出産に関わ

るライフサイクルの展開に伴った、職業経験をした後に、指導員になっていることが窺える。

4. 指導員の専門性に関する考察

学童保育指導員の仕事は、高い専門性を必要とするが、それが行政や社会、保護者に十分に理解されているといえない。前述の調査で明らかのように、自治体や保護者の理解不足もあるが、指導員自身にも「母親」役割をはたせばよいといった認識が散見される。学童保育で進行している事柄に対して、指導員、保護者、自治体は自ら自身の考え方、計画、観察、判断を通して学童での保育に対処しなければならない。ここでは指導員の専門性の観点から、その実態と課題について3点指摘する。

第1に学童保育は保護者が自分たちの必要から

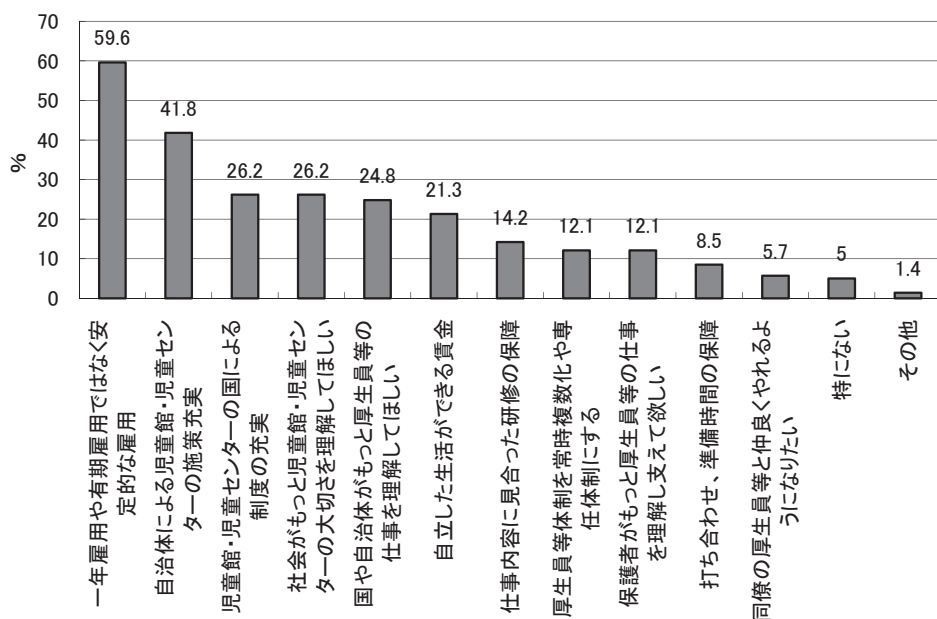


図1 学童保育指導員に求められている仕事を行うため、改善を図る必要と思うもの
N=293 (回答者 138名)

設置したもの、自治体が整備して現在に至っているものなど多様な形態になっているが、保育の質をチェックする仕組みが存在していないのは法的にも明らかである。学童保育は、児童福祉施設ではなく児童福祉事業との位置づけであるがゆえに法的な最低基準が規定されていない。ガイドラインはあるが、それは何らの法的な拘束力を有していない。つまり乳幼児期の認可保育所に相当する概念および規定は学童保育には存在しないのである¹⁶⁾。

それでは健全育成事業とは何であろう。児童福祉法第1条には児童福祉についての理念が「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」と謳われている。2007年10月19日策定の「放課後児童クラブガイドライン」によれば、指導員の活動を以下のように位置づけている。

- 1 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- 2 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- 3 子どもが宿題・自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- 4 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- 5 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- 6 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- 7 その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

自治体は学童保育をどのように考えているのか。長野市の「子育てガイドブック」を見ると、放課後児童健全育成事業の目的は「児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする」とある。

全国学童保育連絡協議会の2007年調査によれば、指導員は全国で約6万4300人存在するが、公営では正規職員2600人、非正規職員2万8400人、一方で民間運営は正規職員1万4500人、非正規職員1万8800人である。公営においては正規職員の割合が減少する傾向にあり、東京都内の正規職員は全国の正規職員の7割を占めるが、他の地域における公営は臨時・非常勤・嘱託などの非正規職員で占められている。全職員の73.4%にあたる非正規職員は、1年契約での更新であり、年収は150万未満の者が過半数(52.7%)をこえ、昇給のない厳しい労働条件のため、公営・民営ともに勤続1年～3年の指導員が半数を占めており、3年間で半数の指導員が入れ替わる現状は保育の仕事の蓄積を困難にする。ちなみに勤務時間は、平日6時間、土曜日もしくは長期休業日は9.5時間に及ぶ¹⁷⁾。

長野市における指導員の身分はどうか。1年雇用で再雇用を繰り返す不安定な雇用であり、昇給もない。年齢層が高い割に勤務年数5年未満が半数を超えている。社会福祉協議会が採用している施設の指導員の待遇は、1日5時間、週6日勤務の常勤厚生員においても、月給84,000円でしかも一切の昇給はなく、1年契約の雇用に相当する。

子どもは登所すれば出欠確認がなされ、おやつも提供される¹⁸⁾。ここでは遊ぶだけでなく、家庭の代わりになる「生活の場」としての機能が求められ、こうした生活援助を行う指導員への聞き取り調査では、その役割を「母親のような存在」と認識している者が多いことは既に述べた。就労家庭の親は、学校での出来事や通学路で遭遇したことなどについて、子どもの話を聞く時間や余裕が

ほとんどないので、下校直後に指導員が子どもの話を聞くことにより、子どものストレスは激減する。指導員には、このような子どもとの精神的ふれあいを通して、どのように子どもの発達を総合的に捉える視点を獲得するかが重要となる。

全国データによれば、「求められている仕事を行うために、改善を図る必要性」についての指導員の主な見解は、「自立した生活ができる賃金」82.5%、「安定的雇用」82.4%、「国の制度の充実」62.4%、「国や自治体による指導員の仕事の理解」51.3%、「自治体の施策の充実」49.5%などであるが、「研修の保障」は16.0%に過ぎない¹⁹⁾。長野市では「安定的雇用」59.6%、「自治体の施策の充実」41.8%、「国の制度の充実」26.2%となり、「研修の保障」は14.2%と低い。

国や自治体は、放課後児童健全育成事業の目的を掲げてはいるが、指導員が行う仕事についての理解が欠如している。保育士や教諭と同じく、子どもの健全育成に関わる仕事でありながら、指導員の仕事は位置づけが未だに整っていない。このことが影響してか、指導員の身分保障は、保育士や教諭と比べても雇用条件が異なる故に、あまりに待遇が貧しい。指導員自身に資格制度や研修などの強化による、専門性の向上に向けた自己研鑽意識が低調である。指導員が研修に積極的に参加する条件の整備は急務であろう。

第2に、学校教育においてさまざまな問題が浮上しているが、近年子どもの「学力低下」が騒がれるようになり、2008年3月に発表された教育課程の改訂ではゆとり教育は方向転換され、学力向上がスローガンとなっている。人材育成の視点からは、学童保育についての量的拡大が打ち出されており、その点は次にゆずるが、学校教育と放課後対策を連関させた人間形成の教育を行うきめ細かな議論が必要になる²⁰⁾。

学童保育においても、すぐきれる子ども、自分

の思い通りに物事が進まないと暴れだす子どもなど、他者とうまく繋がり合えない子どもが増加している。何よりも他者と繋がる力を子どもたちに獲得させていく集団づくりの視点として、子どもと子ども、子どもと指導員、指導員と保護者の関係性を深めていくためには、子どもたちが家族から学校そして学童保育へと生活の場を広げながら成長・発達することを手助けすることが肝要である²¹⁾。

とりわけギャングエイジともいわれる10歳前後には、自己中心的な自己のとらえ方から集団的な方向へと向かう発達上の課題がある。つまり子どもたち自身でルールを作り、自治的にその集団を運営する、子どもの集団的自立心を獲得するために、自立が不十分な世代を徐々に自立に向かわせるという課題を認識した指導者を必要としている。遊びを教えたり、モデルを示すことは必要ではあるが、当然のことながら指導員が前面でリードするのは自立心は育まれない。既に触れたように、子どもたちが自立的に自律することができるようになるためには、指導員は高度な専門性を必要とされている²²⁾。

第3に、本調査によれば、指導員の実態として、40歳代以上の女性によって担われ、20歳代30歳代が極めて少ないのは待遇の悪さによるものと窺える。元教諭や保育士・幼稚園教諭経験者が、40歳代になり指導員として再就職しており、その70%が保育士・幼稚園教諭などの有資格者である。一般雇用と比べて労働条件面で不利な立場にあるにも関わらず、パートタイマー的な働き方を選択する指導員は、「自分の都合の良い時間に働きたい」、「勤務時間や日数を短くしたい」、「家事や育児の事情」といった理由を挙げるのは、家庭責任がいまだに女性に期待されていることを表している。女性労働に関する分析については本研究では言及しないが、指導員としての再就職には子ども

の発達を総合的に捉える視点と、子どもの主体性を尊重する子ども観を持つための研修制度の確立は不可欠である²³⁾。

総じて、自治体が放課後児童健全育成事業の目標やガイドラインを十分に達成することは容易ではない。指導員の専門性の向上および環境の改善をとおして、いかに保育の質を確保するかが問われている。保育の質の確保を前提とした量的な拡充をはかることが重要である。国や自治体の制度を整備する中で指導員の雇用および資格制度体系における方向性を明示することは、雇用の創出や職員の能力向上の視点からも重要となるであろう²⁴⁾。

5. むすび

最近学校は、子どもの放課後に関与しないものとみられてきたが、ここ10年程の間に「放課後の学校化」現象が強まっている²⁵⁾。学童保育を利用する子どものみではなく、利用しない子どもも放課後を学校で過ごす現象が増えている。学童保育は、実態としてその過半数が学校の空き教室などの教育施設を活用している。また保護者が放課後、家庭にいる子どもも含めた全児童が、放課後学校で過ごせるような施策を取り入れた自治体もある。

「放課後子どもプラン」には、文部科学省と厚生労働省の両所管の放課後児童対策が盛り込まれており、「放課後の学校化」を推進しているという見解もみられる。子どもプランに関しては既におかれているが、実施には小学校利用を前提としているのは、安全な活動場所の確保を主な要因とされているが、一方では保護者から、学校生活の延長ではないのか、あるいは「保育に欠ける」子どもの「生活の場」という視点から危惧する見解が多いのである²⁶⁾。学童保育の目的・役割等、そのあり方を

問われているのである。

2008年2月、政府は、必要な家庭のすべての子どもたちの利用を可能にする「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、新たに学童保育も対象とした。経済的に困窮している家庭において、保育料の支払いが困難なために入所を断念した子どもは、待機児童にもカウントされないで、潜在的待機児と位置付けられる。多くの自治体では、保育料が、所得階層別の負担額設定となっていないのである。子育て家庭の貧困に関する調査では、「保護者は、休日に子どもと十分に遊んでいる」との質問には、年収200万円以下の階層で低く、「病気や事故などの際、子どもの面倒を見てくれる人がいない」との回答も所得の低い階層では高くなっている²⁷⁾。これらは、低所得家庭の子どもでもあるが故に放課後の目配りが確保されないで、さらに放課後活動における格差が教育格差につながる可能性を示している。また、健常児の放課後の保育に加えて、障害を持つ子どもの放課後も危惧されているが、専門性を身につけた指導員がかかわる放課後保育が不可欠となっている。

ところで、2010年1月に策定された「子ども、子育てビジョン」において、受け入れる利用児童数は、今後5年間でさらに30万人の増加を目標数値とされた。この政策的推進は、指導員における保育の質を前提とした量的拡充をいかに図っていくのかが重要な課題となっている²⁸⁾。

上述の放課後子どもプランに見られるように、子どもだけを小学校に囲い込むのではなく、地域社会との結び付きが課題である。家庭や地域社会の教育機能が低下するなかで、学校外での教育の機能を再構築する必要性が高まっている。現在、子どもの教育や生活に関して新しいシステムの創出が課題であるが、在校時間よりも長い放課後の居場所の問題を抜きにして解決することはできないのである。上で触れたように、子育て家庭の

貧困は、放課後の目配りの欠如だけでなく、子どもたちが家族や友人などとの活動を制限されることを示している。貧困については、個別の家庭の問題であると同時に、社会の問題としての認識が必要となっている。このような課題に向けて取り組むためにも、専門性を向上させた指導員には、子どもの成長発達への理解は当然のことながら、親や家族への支援、その支援のために学校・行政・地域との連携を期待できることは既に触れた通りである。学童保育には、日頃から地域の専門職とのネットワークの確立が必要となる。

以上、生活することの意味付けは、子どもあるいは大人が、その差別的な能力、資質に応じて、他人との交わりを通じて多様な経験を成就することにある。放課後を学童保育の子どもたちと過ごす人の力量が、子どもたちの成長とりわけ人間形成を促し、「放課後の時間」のさらなる展開を期待出来るものであろう。理念と技術をみがくことは、指導員の力量を向上させるからである。

本研究では学童保育が子どもたちの教育と福祉の専門的な「生活の場」であることを概観し、その充実のために他ならない指導員の実態を一瞥し、その専門性について問題提起を行った。さらに多角的な視点から指導員の専門性についての分析を今後の課題にしたい。

引用文献

- 1 池本美香「特集にあたって なぜ小学生の放課後対策なのか—日本の放課後対策の現状と課題」『Business & Economic Review』vol.19 no.6、日本総合研究所、2009年、12-14頁
- 2 深谷昌志他編『いま子どもの放課後はどうなっているか』北大路書房 2006年。佐藤晃子「〈子どもの放課後〉をめぐる学校・家庭間関係の変容に関する研究—全児童対策事業における学校との関係に着目して」『生涯学習基盤経営研究』第34号、2009年、59-60頁
- 3 増山均「地域の子育てと〈放課後子どもプラン〉」全国学童保育連絡協議会編『よくわかる放課後子どもプラン』ぎょうせい、2007年、90-91頁
- 4 池本美香編著『子どもの放課後を考える—諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房 2009年、1-21頁（以後、池本2009と表記）
- 5 汐見稔幸「子どものアフタースクールの現状—安全、学び、遊び、体験の場としての子どもの放課後が抱える課題」『児童心理「アフタースクール」』2月号臨時増刊（第63巻第3号）2009年、4頁
- 6 山縣文治「放課後に安全な居場所のない子どもたちへの施策展開—留守家庭の子どもからすべての子どもの視野に入れた施策へ」『児童心理「アフタースクール」』2月号臨時増刊（第63巻第3号）2009年、42-43頁
- 7 大日向雅美「〈放課後子どもプラン〉に求めること」『厚生労働』3月号、2007年、42-43頁（以後、大日向2007と表記）
- 8 『学童保育の実態と課題 2010年版 実態調査のまとめ』全国学童保育連絡協議会（以後、学童保育2010と表記）
- 9 『国民生活基礎調査』2008年
- 10 全国学童保育連絡協議会編『学童保育ハンドブック』ぎょうせい 2006年、150頁（以後、学童保育2006と表記）
- 11 学童保育2006、前掲書、134頁
- 12 学童保育2010、前掲書
- 13 汐見、前掲書、12頁
- 14 汐見、前掲書、10-12頁
- 15 森洋子「学童保育における指導員の専門性—

- K 市学童保育の実践から』『岐阜女子大学紀要』
2007年、74頁。真田祐「学童保育指導員の現状
と課題—サービスの質を担保する指導員の欠損
調査から」『国民生活研究』第49巻第1号、2009年、
33-34頁。二宮衆一「第5回学童保育指導員専門
性研究大会のまとめ」学童保育指導員専門性研
究会編『学童保育研究』11 かもがわ出版、2010年、
122-123頁
- 16 竹中哲夫・垣内国光・増山均編著『新・子ども
の世界と福祉』ミネルヴァ書房、2004年、79-82
頁
- 17 真田、前掲書、18-21頁
- 18 真田、前掲書、15頁
- 19 真田、前掲書、30-31頁
- 20 牧野カツコ他編著『国際比較に見る世界の家族
と子育て』ミネルヴァ書房、2頁
- 21 二宮衆一「第4回学童保育指導員専門性研究大
会のまとめ」学童保育指導員専門性研究会編『学
童保育研究』10 かもがわ出版、2009年、108-109
頁
- 22 汐見、前掲書、11-12頁
- 23 増山、前掲書、93頁
- 24 大日向雅美「子育て支援は地域の時代に」大日
向雅美編『地域の子育て環境づくり』ぎょうせい
2008年、15-16頁
- 25 池本 2009、前掲書、13-14頁
- 26 大日向 2007、前掲書、43頁
- 27 松本伊知朗「子どもの貧困と社会的公正」青木紀・
杉村宏編『現代の貧困と不平等—日本・アメリ
カの反貧困戦略』青木書店、2007年
- 28 学童保育 2010、前掲書

Speciality and subjects for instructors of after-school care for elementary school children

FUJITA Junko KOBAYASHI Chihiro KUSANO Atsuko

[abstract]

The purpose of this study is to get a general view of what after-school care for children should be, to clarify instructors' actual conditions and to consider their speciality. Only 60% of children who go to nursery schools use after-school care for children. With the deterioration in economic conditions, after-school care for children has become indispensable. Greetings such as "Welcome home" by the child-care instructors at the after-school care facility mean that this is an another living space for elementary school children. Therefore, how the quality of child care is assured has become a subject of study through the improvement of the speciality of instructors as well as their working environment.

[key words]

after-school, children, after-school care for children, instructors, speciality